今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱

令和6年４月１日制定

今治市要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市における文化合宿（以下「合宿」という。）及び文化イベント等（以下「イベント等」という。）の開催を促進するため、市内で合宿を実施する団体、イベント等を主催する団体並びにイベント等に参加する個人及び団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　文化合宿　文化活動を行う団体が技術等向上のために実施する合宿をいう。

(２)　文化イベント等　文化・芸術・学術分野における大会、コンクール、公演、展覧会、学会等をいう。

(３)　イベント等に参加する個人及び団体　イベント等に参加する選手、演者、発表者など主催者が定める参加条件を満たす個人及び団体をいう。ただし、来場者は除く。

(４)　狭義の宗教的活動　一般化された宗教音楽、美術、芸術等や普遍的な宗教観による文化・芸術活動などを除き、特定宗教の教義の流布や宗徒の勧誘等を目的とした活動をいう。

(５)　専ら営利を目的とするもの　参加者、来場者等への便宜を図る事を目的とした販売等を除き、実費負担を超える参加費・入場料等を徴収する事業及び主催者の収益となる販売等、イベント等の実施が主催者の営利を主な目的としているものをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全ての事項を満たす合宿及びイベント等とする。

(１)　市内の施設等を利用すること。

(２)　合宿を実施する団体、イベント等を主催する団体並びにイベント等に参加する個人及び団体が市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設に限る。）を利用すること。

(３)　合宿を実施する団体、イベント等を主催する団体及びイベント等に参加する個人及び団体の１回における延べ宿泊数（補助対象の人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が10泊（個人においては１泊）以上であること。

（４）　政治的若しくは狭義の宗教的活動又は専ら営利を目的とするものではないこと。

（５）　当該年度の３月31日までに実施が完了となるもの

（６）　イベント等の実施においては可能な限り公開とすること。

（補助対象者）

第４条　補助対象者は、前条に規定する合宿を実施する市外に所在する団体（以下「合宿団体」という。）、イベント等を主催する団体（以下「イベント等主催者」という。）並びにイベント等に参加する市外に在住する個人及び市外に所在する団体（以下「イベント等参加者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

(１)　暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(２)　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(３)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

(４)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(５)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(６)　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(７)　その他、市長が不適当と認める者

２　イベント等主催者のうち国、県、地方公共団体や民間事業者等との請負契約にてイベント等を開催する者は補助対象者から除く。

（補助対象経費等）

第５条　補助対象経費は、合宿及びイベント等に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、国、県、地方公共団体や民間事業者等から助成等を受けているものは除く。

　(１)　補助対象者が合宿団体である場合　合宿団体に所属する市外在住者の宿泊費

　(２)　補助対象者がイベント等主催者である場合　イベント等主催団体に所属する市外在住者の宿泊費（イベント等主催者がイベント等参加者の宿泊費を支払う場合は、当該参加者の宿泊費を含む。）

　(３)　補助対象者がイベント等参加者（個人）である場合　イベント等に参加する市外に在住する個人の宿泊費（イベント等主催者が支払う宿泊費を除く。）

(４)　補助対象者がイベント等参加者（団体）である場合　団体に所属する市外在住者の宿泊費（イベント等主催者が支払う宿泊費を除く。）

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、市外在住者が市内に宿泊した延べ宿泊数に１泊あたり1,000円（簡易宿泊施設利用の場合は、１泊あたり500円）を乗じて得た額とし、合宿及びイベント等において同一補助対象者が受けられる補助金の額は、合宿は10万円、イベント等は30万円（個人においては３万円）を限度とする。

（補助の回数）

第７条　同一の補助対象者に対する補助は、同一年度における補助額の合計が第６条に規定する限度額の範囲内である限り、これを複数回行うことができる。

（イベント等主催者による事業計画の提出）

第８条　イベント等主催者は、イベント等参加者が補助金を申請する場合に限り、事前に今治市文化イベント等事業計画承認申請書（別記様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（事業変更計画書、事業実績書）（別記様式第２号）

(２)　収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)(別記様式第３号)

(３)　参加者名簿(別記様式第４号)

（イベント等主催者に対する事業計画の承認及び通知）

第９条　市長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該事業計画の審査を行い、今治市文化イベント等事業計画承認（不承認）通知書（別記様式第５号）によりイベント等主催者に通知する。

（主催者による補助事業の完了届）

第10条　前条の承認を受けたイベント等主催者は、事業終了後速やかに、今治市文化イベント等完了届（別記様式６号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(１)　事業計画書（事業変更計画書、事業実績書）（別記様式第２号）

(２)　収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)(別記様式第３号)

(３)　参加者名簿(別記様式第４号)

（補助金の交付申請）

第11条　補助金の交付申請をしようとする合宿団体及びイベント等主催者は、今治市文化合宿等開催経費補助金交付申請書（別記様式第７号）に次の各号に掲げる書類を添え、合宿及びイベント等の10日前までに市長に申請しなければならない。

(１)　事業計画書（事業変更計画書、事業実績書）（別記様式第２号）

(２)　収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)(別記様式第３号)

(３)　参加者名簿(別記様式第４号)

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請をしようとするイベント等参加者は、第10条に規定するイベント等主催者の完了届提出後、今治市文化合宿等開催経費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第８号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(１)　宿泊証明書（別記様式第９号）

（２） 宿泊料が記載された領収書

　(３)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定及び通知）

第12条　市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、今治市文化合宿等開催経費補助金交付決定通知書(別記様式第10号)により、補助金の不交付を決定したときは、今治市文化合宿等開催経費補助金不交付決定通知書（別記様式第11号）により申請者に通知する。

２　市長は、前条第２項の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

３　市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が不適当であると認めるときは、今治市文化合宿等開催経費補助金不交付決定通知書（別記様式第11号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前項の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

４　市長が、申請内容について資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料を求めることができる。

５　市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定にあたって条件を付すことができる。

（補助金交付の変更等の手続）

第13条　合宿団体及びイベント等主催者は、当該変更が合宿団体及びイベント等主催者の責によらないと認められるとき又は合理的と認められるときに限り、交付申請書の内容を変更することができる。

２　前項に規定する変更を行う場合は、今治市文化合宿等開催経費補助金変更承認申請書（別記様式第12号）及び必要な添付書類を速やかに提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修正等の変更については、報告に代えることができる。

３　前項に該当する場合で、補助対象経費の金額が変更となるときは、変更前の補助対象経費の金額を上限とし、変更に応じて減額のみを行う。

４　市長は、前２項の規定による書類を受理したときは、当該申請書の審査を行い、補助金の変更を承認したときは、今治市文化合宿等開催経費補助金変更承認（不承認）通知書（別記様式第13号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第14条 補助金の交付の決定を受けた合宿団体及びイベント等主催者は、事業終了後速やかに今治市文化合宿等開催経費補助金実績報告書（別記様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（事業変更計画書、事業実績書）（別記様式第２号）

(２)　収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（別記様式第３号）

(３)　宿泊証明書（別記様式第９号）

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第15条　市長は、前条に規定する実績報告書及び添付書類を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて検査し、適当と認めたときは、補助金額を確定し、今治市文化合宿等開催経費補助金交付額確定通知書（別記様式第15号）により、合宿団体及びイベント等主催者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条　前条の規定により、補助金交付額の確定を受けた合宿団体及びイベント等主催者が補助金の交付を受けようとするときは、今治市文化合宿等開催経費補助金請求書（別記様式第16号）により、補助金を請求しなければならない。

（補助金交付決定の取消等）

第17条　市長は補助対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(２)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(３)　指定された期日までに必要な書類が提出されなかったとき。

２　市長は前項の規定による取消をした場合は、今治市文化合宿等開催経費補助金交付決定取消・変更通知書（別記様式17号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条　市長は前条の規定により、補助金の交付後に決定を取り消した場合において、補助対象者に対して期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（天災等による特例）

第19条　天災地変疫病等により、補助対象者及び当該補助対象事業に係る発注先事業者のいずれかの責めにも帰すことができないものにより当該年度内での稼働及び経費の支払いが困難となった場合等で、市長がやむを得ないと認めた場合は、催行日を変更できるものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記様式第１号(第８条関係)

年　　月　　日

今治市文化イベント等事業計画承認申請書

（宛先）今治市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 主催者名 |  |
| 代表者 |  |
| 電　　話 | (　　　　)　　　　- |

私が主催する文化イベント等に参加する団体及び個人が今治市文化合宿等開催経費補助金の交付を受けたいので、今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて提出します。

※下記事項を確認し☑を記載してください。

□　今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第３条、第４条及び第５条に規定された全ての事項を満たします。

別記様式第２号（第８条、第10条、第11条、第14条関係）

事業計画書（事業変更計画書、事業実績書）

|  |  |
| --- | --- |
| 合宿団体名  イベント等主催者名 |  |
| 実施期間 | 年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日  （　　泊　　日） |
| 実施場所 |  |
| 宿泊施設 |  |
| 参加人数 | 人 |
| 参加人数のうち対象者  （市外在住者）数 | 人 |
| 延べ宿泊数 | 日 |
| 事業詳細  （目的・日程・内容、入場料、来場者数等） |  |

別記様式第３号（第８条、第10条、第11条、第13条、第14条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

１　収入の部

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 金　　額 | 摘　　　　　　　要 |
| 補　助　金  参加者負担金  入場料 |  | 今治市文化合宿等開催経費補助金 |
| 計 |  |  |

２　支出の部

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 金　　額 | 摘　　　　　　　要 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

別記様式第４号（第８条、第10条、第11条関係）

参加者名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 氏名 | 所属・役職・学年 | 居住地 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |
| ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ６ |  |  |  |
| ７ |  |  |  |
| ８ |  |  |  |
| ９ |  |  |  |
| 10 |  |  |  |
| 11 |  |  |  |
| 12 |  |  |  |
| 13 |  |  |  |
| 14 |  |  |  |
| 15 |  |  |  |
| 16 |  |  |  |
| 17 |  |  |  |
| 18 |  |  |  |
| 19 |  |  |  |
| 20 |  |  |  |
| 合計 | | | 人 |

別記様式第５号(第９条関係)

今治市指令記号第　　　号

年　　月　　日

今治市文化イベント等事業計画承認（不承認）通知書

住　　所

主催者名

代表者　　　　　　　　　　　　　　様

今治市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けをもって申請のありました事業について承認（不承認）します。

記

承認（不承認）理由

別記様式第６号(第10条関係)

年　　月　　日

今治市文化イベント等完了届

（宛先）今治市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| 主催者名 |  |
| 代表者 |  |
| 電　　話 | (　　　　)　　　　- |

私が主催する文化イベント等の参加団体及び個人が今治市文化合宿等開催経費補助金の交付を受けたいので、今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて提出します。

別記様式第７号(第11条関係)

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金交付申請書

（宛先）今治市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 |  |
| 合　宿　団　体　名  イベント等主催者名 |  |
| 代　　　表　　　者 |  |
| 電　　　　　　　話 | (　　　　)　　　　- |

今治市文化合宿等開催経費補助金の交付を受けたいので、今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (添付書類) | 金融機関名　　　　　銀行  金庫  農協 | 支店  支所 |
| 口座名義人 | フリガナ |
| 預金種別  普通  当座 | 口座番号 |

※下記事項を確認し☑を記載してください。

□　私は、この申請をするに当たり、次の場合には、補助金の交付決定の取り消しを受けることがあることを了知しており、また、返還命令のあった場合は、これに従い交付を受けた補助金に加算金を付して返還します。

（１）　補助金を他の用途に使用したとき。

（２）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（４）　法令若しくは今治市補助金交付規則に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

□　今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第３条、第４条及び第５条に規定された全ての事項を満たします。

別記様式第８号(第11条関係)

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金交付申請書兼請求書

（宛先）今治市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 |  |
| イベント等参加者名  （個人名または団体名） |  |
| 代　　　表　　　者 |  |
| 電　　　　　　　話 | (　　　　)　　　　- |

今治市文化合宿等開催経費補助金の交付を受けたいので、今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付決定となったときは、本状をもって請求します。

記

補助金申請（請求）額　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (添付書類) | 金融機関名　　　　　銀行  金庫  農協 | 支店  支所 |
| 口座名義人 | フリガナ |
| 預金種別  普通  当座 | 口座番号 |

※下記事項を確認し☑を記載してください。

□　私は、この申請（請求）をするに当たり、次の場合には、補助金の交付決定の取り消しを受けることがあることを了知しており、また、返還命令のあった場合は、これに従い交付を受けた補助金に加算金を付して返還します。

（１）　補助金を他の用途に使用したとき。

（２）　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（４）　法令若しくは今治市補助金交付規則に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

別記様式第９号（第11条、第14条関係）

宿　泊　証　明　書

|  |  |
| --- | --- |
| 合宿団体名  イベント等主催者名  イベント参加者名 |  |
| 宿泊期間 | 年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日  （　　泊　　日） |
| 延べ宿泊数 | 泊 |

上記のとおり宿泊があったことを証明します。

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 宿泊施設住所 |  | |
| 宿泊施設名 |  | |
| 代表者 |  | 印 |
| 電話番号 | (　　　　)　　　　- | |

別記様式第10号(第12条関係)

今治市指令記号第　　　号

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金交付決定通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 |  |
| 合　宿　団　体　名  イベント等主催者名 |  |
| 代　　　表　　　者 | 様 |

今治市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けをもって申請のありました今治市文化合宿等開催経費補助金については、次のとおり条件を付けて交付します。

記

１　交付決定金額　　　金　　　　　　　　円

２　支払の時期

３　条件

（１）　補助事業の内容等に変更がある場合は、市長の承認を受けること。

（２）　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速や

かに市長に報告して、その指示を受けること。

（３）　補助事業を中止するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

（４）　この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。

（５）　この補助金の使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返

還を命ずることがある。この場合には、今治市補助金交付規則に基づく加算金及び延滞金

を併せて支払わなければならない。

（６）　この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。

（７）　補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

記様式第11号(第12条関係)

今治市指令記号第　　　号

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金不交付決定通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 |  |
| 合　宿　団　体　名  イベント等主催者名 |  |
| 代　　　表　　　者 | 様 |

今治市長　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けをもって申請のありました今治市文化合宿等開催経費補助金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

　【交付しない理由】

別記様式第12号(第13条関係)

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金変更承認申請書

（宛先）今治市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 |  |
| 合　宿　団　体　名  イベント等主催者名 |  |
| 代　　　表　　　者 |  |

　　　　　年　　月　　日付け今治市指令記号第　　　号で交付決定通知のあった補助事業を次のとおり変更したいので、今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

記

　１　変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

　(経費の内訳)　別紙変更収支予算書のとおり

　２　変更の理由

　３　変更による交付希望補助金額　　金　　　　　　　円

別記様式第13号（第13条関係）

今治市指令記号第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　今治市長　　　　　　　　　　印

今治市文化合宿等開催経費補助金変更承認（不承認）通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった今治市文化合宿等開催経費補助金の変更については、次のとおり承認したので通知します。

承認の内容

（不承認の理由）

別記様式第14号(第14条関係)

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金実績報告書

（宛先）今治市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 |  |
| 合　宿　団　体　名  イベント等主催者名 |  |
| 代　　　表　　　者 |  |

　　　　　年　　月　　日付け今治市指令記号第　　号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので今治市文化合宿等開催経費補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり報告します。

別記様式第15号（第15条関係）

今治市指令記号第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

今治市長

今治市文化合宿等開催経費補助金交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで実績報告のあった今治市文化合宿等開催経費補助金の交付について、次のとおり金額を確定したので通知します。

交付確定額　　　　　　　　　　　　　　円

別記様式第16号(第16条関係)

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金請求書

（宛先）今治市長

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　　　　所 |  |
| 合　宿　団　体　名  イベント等主催者名 |  |
| 代　　　表　　　者 |  |
| 電　　　　　　　話 | (　　　　)　　　　- |

金額

ただし、今治市文化合宿等開催経費補助金として上記金額を請求いたします。

別記様式第17号（第17条関係）

第　　　　号

年　　月　　日

今治市文化合宿等開催経費補助金　交付決定取消・変更通知書

　　　　　　　　　　　　　様

今治市長

　　年　　月　　日付け今治市指令記号第　　号で交付決定を行った今治市文化合宿等開催経費補助金について、次の理由により交付を取消・変更することに決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額（変更後）　　金　　　　　　　　　　円

交付決定額（変更前）　　金　　　　　　　　　　円